

いちき串木野市男女共同参画推進条例（案）－要約版－

1 条例制定の背景

国においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされてきました。本市においても、平成 20 年に男女共同参画基本計画を策定し、固定的役割分担意識の解消などに向けて、市民の意識啓発等、様々な施策に取り組んできました。

本市においては、人口減少・少子化対策は喫緊の課題であり、女性の社会進出の推進や男性の家事・育児への参画促進、多様なライフスタイルのあり方を受け入れる環境作り等は、女性や若者に選ばれるまちとなるためにも重要なことであります。

また、近年広がる性の多様性を尊重する動きに合わせて、ジェンダー平等のみならず、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められています。

このような中、全ての人々が自分らしい生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、男女共同参画推進条例を制定するものであります。

2 男女共同参画推進条例（案）の概要

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

いちき串木野市においても、「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取組を推進してきた。

こうした取組等により、性別による固定的な役割分担意識は見直されつつあるが、社会通念や慣行などで男女の地位の不平等感は依然として根強く残っているほか、配偶者等からの暴力の増加など多くの課題が残されている。また、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている。

このような状況を踏まえ、いちき串木野市が将来にわたり豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、全ての人々が性別等にかかわらず尊重され、多様性を認め支え合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念及び必要な取組を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(1) 条例制定の目的【第1条】

- ・男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 用語の定義【第2条】

- ①男女共同参画 全ての人が、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこと。
- ②性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ。
- ③性自認 自らの性に対する自己認識。
- ④性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認、性表現。
- ⑤積極的改善措置 性別等の格差改善のため、不利な扱いを受けている者に対し、①に示す機会を積極的に提供すること。
- ⑥市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者。
- ⑦事業者等 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体。
- ⑧教育関係者 あらゆる教育及び学習に携わる者。
- ⑨セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為等。
- ⑩ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人などから振るわれる暴力のこと。

(3) 条例の基本理念【第3条】

- ①全ての人が性別等にかかわらず、個人としての尊厳が重んぜられること、性別等による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。
- ②多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、全ての人が自分らしい生き方を選択できること。
- ③社会の制度又は慣行が、性別等による固定的な役割分担等を反映して、社会のあらゆる分野の活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ④全ての人が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑤家族を構成する者が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- ⑥全ての人がそれぞれの性に関する身体的な特徴について理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- ⑦男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(4) 市、市民等の責務【第4条から第7条】

- ・市、市民、事業者等、教育関係者の責務について規定しています。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等

- (1) 性別等に起因する差別等の禁止【第8条】
(2) 公衆に表示する情報の表現への留意【第9条】

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

- (1) 基本計画【第10条】
・男女共同参画基本計画の策定、変更、いちき串木野市男女共同参画審議会への意見聴取、公表について規定しています。
- (2) 施策の策定等に当たっての配慮【第11条】、推進体制の整備【第12条】、市民等の理解を深めるための措置【第13条】
防災分野における男女共同参画の推進【第15条】、調査及び研究【第16条】、年次報告【第17条】、市民等の申出への対応【第18条】

第4章 いちき串木野市男女共同参画審議会

- (1) 審議会【第19条】、組織【第20条】、委員の任期等【第21条】、会長及び副会長【第22条】、会議【第23条】、庶務【第24条】
・審議会の設置、運営に係る事項を規定しています。
組織：15人以内で組織、男女のいずれか一方の委員の数は4/10未満とならないよう努める。
(学識経験者、各種団体を代表する者、市内に居住する者で公募に応じたもの、その他市長が必要と認める者)
任期：2年

第5章 雑則

- (1) 委任【第25条】

3 施行期日

令和7年4月1日(予定)